



昨年実施した農地パトロール転用状況等を確認する農業委員

年頭のご挨拶 南三陸町農業委員会会長 遠藤重幸

新年あけましておめでとうございます。

東日本大震災から早いもので2年9か月が経過しました。今年は高台移転の造成工事も本格的に進められる計画年ですので、一日も早い完成を待ちたいものがあります。

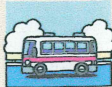
さて、南三陸町農業委員会は一昨年7月に改選が行われ新たな体制となりました。現在は復興後の住宅や工場用地確保のための農地転用申請件数が震災前の5倍にも及び膨大な審査業務に追われておりますが、安定的な農業維持と食糧安定確保を目的とする農地法に基づき一件ごとに丁寧に現地を確認しながら審査に努めているところであります。農家の皆様には制度をご理解いただき適切な手続きにご協力をお願いいたします。

また、南三陸町では担い手の減少や高齢化に加えて震災により耕作放棄地の拡大が懸念されております。先祖伝来の大切な農地ですので、農家の皆様には復旧後の農地への作付けをお願いするものであります。

被災農家の皆様には一日も早く生活が復興されますことと、町民各位のご健康とご多幸を心からご祈念申し上げ年頭のご挨拶といたします。

謹賀新年





昨年10月25日(水)耕作放棄地や違反転用の発見・防止のため、町内の農地のパトロールを行いました。震災後は十分な調査が出来ておりませんでした。今年から本格的に調査を実施する予定です。当委員会は、今後も耕作放棄地等の対策に努めてまいります。



農地パトロールの様子

震災前後の農地法第3条申請及び農地法第4条・第5条申請件数と面積の推移

種別 年	3条申請					面積 (a)	4条申請					面積 (a)	5条申請					面積 (a)
	合計 件数	志津川	戸倉	入谷	歌津		合計 件数	志津川	戸倉	入谷	歌津		合計 件数	志津川	戸倉	入谷	歌津	
平成22年	24	7	5	2	10	833	5	2	0	1	2	135	22	8	4	1	9	214
平成23年	15	1	0	5	9	856	52	18	4	2	28	525	60	21	3	16	20	650
平成24年	45	11	6	8	20	1,999	69	14	13	2	40	897	116	39	17	27	33	1,522
平成25年	41	13	10	5	13	1,633	57	12	10	4	31	578	106	34	20	22	30	1,293

*平成25年は11月末現在

被災農地の復興計画

津波で被災した農地は、現在、県営事業で約200haの復旧・復興を進めております。

そのうち泊浜、板橋、田表、西戸、在郷、廻館の6地区約103haは圃場整備する計画で、平成27年4月(廻館は平成28年度)から作付けできるよう計画が進められております。

このほかの地区の農地は災害復旧事業による原形復旧として整備が進んでおり、その多くはこの3月末までの工期で完了する予定です。復旧された農地は土づくりからのスタートとなりますが、この春からの利用が可能になる見通しです。

なお、原形復旧の地域において機械利用組合を設立し、5ha以上の農地で営農再開する場合、無償貸与としてトラクターなどの農業機械の整備ができる可能性がありますので、詳しくは問合せ先までご相談下さい。



歌津田の浦地区災害復旧工事の様子

【問合せ先】 役場産業振興課農林業振興係 ☎46-1378

農業者年金に加入しましょう! 農業者年金は保険料の額を自由に決められる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせ下さい。【☎ 0226-46-1378 内線412】

農地の売買・貸借・転用に関する Q&A

農業者の皆さんが所有する農地を移動する場合、農業委員会の許可を受けなければなりません。自分の農地だからといって許可を受けずに売買・貸借・転用をする事は出来ません。



Q1 農地を売買、貸付けするためには、どのような手続きが必要ですか？

A1 農地や採草放牧地を耕作目的で売買または賃貸借する場合は、農地法第3条の許可申請が必要です。また、農地を取得する方は、耕作面積が申請地を含め10a以上ないと許可されません。
*南三陸町では農家の必要最低下限面積は10aです。

Q2 震災により自宅や資材置場等が流失したため農地を利用して新築等をしたいが、どのような手続きが必要ですか？

A2 まず、当該農地が自分の所有であれば農地法第4条の許可申請が必要です。当該農地が自分以外の所有であれば農地法第5条の許可申請が必要です。
なお、当該農地が南三陸町農業振興地域整備計画の農用地区域の場合は、農振法による農用地区域除外の手続きが必要となります。
*各申請書類は農業委員会に備えてありますので、ご相談下さい。

Q3 一時的に資材や車を農地に置く場合も農地転用は必要ですか？

A3 農地を一時的な資材置場、現場事務所などとして利用する場合も転用となり、許可が必要です。

Q4 1筆の面積が大きく分筆を伴う転用の場合、どのような手続きを行えば良いのでしょうか？

A4 原則、分筆登記完了後に農地法転用手続きをお願いします。
特に所有権移転及び地目変更が伴うものであれば、必ず分筆登記が必要です。

Q5 農地転用の手続きはどのように行うのですか？

A5 農地の転用計画ができたら、所定の書類を添えて農地法に基づく許可申請を提出します。農地転用の申請書の受付は、南三陸町の場合は毎月10日まで行われ、その月の農業委員会で審議し、月末までに県へ送付します。翌月の20日前後には許可がされる見込みとなります。
*所定の書類とは登記事項証明・公図・印鑑証明・住民票などです。
*なお、許可なく無断で転用し、原状回復などの命令に従わない場合、懲役または300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

許可後の注意

農地転用の許可がされても地目は農地のままです。地目変更する場合は許可書を持参し法務局で改めて手続きを行って下さい。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出はお早めに

農業委員会委員選挙人名簿は、選挙権を有する方からの申請に基づき、毎年1月1日現在でその選挙資格を調査し、調整するものです。

【資格要件】

- ①南三陸町に住所を有する方
- ②年齢が満20歳以上の方
- ③10a以上の農地を耕作している方
- ④③と同居の親族又はその配偶者及び農業生産法人の組合員等で、年間おおむね60日以上耕作していると農業委員会が認めた方

- *申請書は対象世帯に12月末郵送済みです。
- *申請書に必要事項を記入の上1月10日まで行政区長又は仮設住宅行政連絡員へ提出願います。
- *行政区長の不在行政区の方または、町外にアパート等を借りている方につきましては非情にご不便をおかけしますが直接農業委員会へ提出されるか、同封の返信用封筒に切手を貼付の上郵送して提出下さい。

みんなで、読もう! 全国農業新聞 発行日 毎週金曜日 購読料/1ヶ月600円(送料込)
お申し込み・お問い合わせは、南三陸町農業委員会事務局まで ☎ 0226-46-1378 内線412

チャレンジファーマー

震災から今年で早3年目、地域では若い農業者が復興に向け一歩一歩力強く歩み始めています。

いまだ農家を取り巻く環境は十分ではありません。そんな状況の中で新たな取組みにチャレンジする3名の農業者をご紹介します。これからの活躍に期待したいものです。



戸倉西戸地区
星 達哉さん

- **あなたの経営内容は？**…大手量販店向けに小松菜を周年安定生産・出荷しています。業務加工用の生産にも力を入れ地元の学校給食などと連携しています。
- **取り組むきっかけを教えてください**…震災直前に新規就農したものの東日本大震災で私の住む戸倉西戸地区も甚大な被害を受けました。そんな状況の中で自分に来ることは農業を通じて地域の復旧復興に貢献することと考え、昨年町やJA等の支えを受けながら本格的に農業経営を開始しました。
- **これからの抱負などお聞かせ下さい**…まだ施設面積が限られているため冬期の需要に対して十分な生産体制がとれていませんが、手伝いの方々に助けられ何とか安定出荷が継続できています。今後はより良いものを生産するため、特に土づくりにこだわりたいです。地元の優良な有機物を使用した土づくりを心がけていきたいです。まだまだ課題も多いですが失敗を恐れず、農地の復旧はもちろん魅力と持続性ある農業モデルを目指したいと思います。



歌津管の浜地区
大沼 清功さん

- **あなたの経営内容は？**…採卵養鶏です。私の飼育方法は薬剤等を一切使わず、完全自家配合飼料と海藻などを食べさせて元気にのびのび育てる自然卵養鶏という飼育方法です。
- **取り組むきっかけを教えてください**…震災で一時避難した北海道で自然卵養鶏家との出会いがきっかけです。自然卵養鶏という仕事の素晴らしさも大変さも学び、帰郷して始めようと思いました。北海道の師匠には感謝しています。
- **これからの抱負などお聞かせ下さい**…飼育羽数を400羽程度まで増やし、こだわり卵の贈答用などお客様の意見を聞きながら販売方法にも力を入れていきたいと思っています。健康な鶏を育てることに執着し、将来的にはいろいろなことができる愉快的な農園の完成を目指しています。また、昨年11月に南三陸さん商店街に自然卵クレープモアイ店もオープンしましたのでよろしくお願ひします。帰郷してから様々な分野の方々に助けていただきました。本当に申し訳なく思っております。紙面をおかりして皆様に御礼申し上げます。



入谷大船地区
復興組合「華」組合長
佐藤 隆雄さん

- **あなたの経営内容は？**…花卉栽培を行っています。組合としては4名の花卉農家で構成しています。3名は田尻畑地区ですが、私は入谷大船地区なんです。みんな近所ですが(笑)
- **取り組むきっかけを教えてください**…個人的には両親が花卉栽培をしていたので自然に家業を継いだ形です。組合を立ち上げたのは震災があったからです。この地区も津波で被災し、軒並みあったハウスが全て流失してしまい、このままではいけないと思い、地域の仲間たちと力を合わせて、復興組合を立ち上げました。
- **これからの抱負などお聞かせ下さい**…これまで国の復興交付金により支援を受け農地の復旧、機械やハウス等を導入して出荷ができるようになりましたが、本格復旧にはまだまだです。市場や花屋さんにもっともっと喜んでもらえる花を生産できるように技術を磨き、震災前のような活気を取り戻せたらと思います。

編集後記

震災後初めての発行となりました。復興はまだ道半ばではありますが。被災農地の復旧等も目に見えて整備が進んでいますが、様々な問題や課題も多い現状であります。農地の相談等については各地区農業委員へお気軽にご相談下さいようお願い申し上げます。

編集委員(全委員)

志津川地区	遠藤 重幸	佐藤 和子	佐藤 俊市
戸倉地区	阿部 健一	後藤 陸男	
入谷地区	佐藤 正明	西城 光之	山内 敏裕
	阿部 博之	元木 幸雄	
歌津地区	千葉 享	佐藤 功一	及川 道男
	小野 則夫	及川 国一	及川 文枝

(平成24年7月改選致しました)